



真庭市

# 議会だより

NO.14  
2008.11.1



もくじ

9月定例会 .....	p.2 ~ 4
決算審査特別委員会	
庁舎建設基本設計について.....	p.5
各委員会報告 .....	p.6 9
一般質問 .....	p.10 22
議会の動き .....	p.23
請願・陳情の受付、編集後記 ...	p.24

## 【神庭の滝】

西日本一の名瀑で、真庭の観光名所の一つです。四季を通じて多くの観光客が訪れ、野猿の餌付けでも有名です。今年、地元産木材で遊歩道を改修しました。秋の紅葉を多くの人に楽しんで欲しいものです。

# 9 平成20年9月第4回真庭市議会 月定例会

9月2日から9月26日まで25日間の会期で定例会を開催しました。

平成20年度 補正予算

総額 **12億539万7千円**  
を可決しました

一般会計 3億3,073万3千円  
特別会計 8億3,274万4千円  
公営企業会計 9,192万0千円

補正後総予算額 **494億3,573万0千円**  
対前年比 **△101億8,496万1千円 (△17%)**

本会議は9月2日に開会し、初日は報告2件の質疑を行った後、決算認定18件、補正予算14件、その他議案16件が上程され、提案説明がありました。

また、2日目(9月5日)、3日目(9月8日)及び4日目(9月9日)は合計30名の議員が一般質問を行いました。

5日目(9月11日)は陳情12件が上程され、初日に上程された48議案の質疑を行った後、委員会付託を行いました。

最終日(9月26日)は委員長報告、質疑、討論、採決を行いました。議案第92号(簡易水道事業補正予算)については、補正予算を減額した修正案が提出され、質疑、討論を行った後、修正案及び修正案を除いた原案について採決を行いました。また、工事請負契約関係の議案1件(久世中学校校舎新改築工事に関するもの)、議員発議案3件も提出され、質疑を行った後、採決を行い閉会しました。

## ◆認定18件

### 原案認定

※全て決算委員会に付託

認定第1号 平成19年度  
真庭市一般会計決算の認定  
について

〔討論あり〕

収入未済額が多いが、目標を決め最低限に抑えるべきである。

監査意見書で指摘があり、認めるわけにはいかない。

当年度、単県医療費制度の廃止、障害者自立支援法により障害者、高齢者の暮らしや医療は圧迫された。

市独自施策により負担軽減すべきであった。

などの反対討論がありました。

認定第2号 平成19年度  
真庭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認定第3号 平成19年度  
真庭市老人保健事業特別会計決算の認定について

認定第4号 平成19年度  
真庭市介護保険事業特別会計決算の認定について

認定第5号 平成19年度  
真庭市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)決算の認定について

認定第6号 平成19年度  
真庭市簡易水道事業特別会計決算の認定について

認定第7号 平成19年度  
真庭市浄化槽事業特別会計決算の認定について

認定第8号 平成19年度  
真庭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

認定第9号 平成19年度  
真庭市下水道事業特別会計決算の認定について

認定第10号 平成19年度  
真庭市分譲宅地事業特別会計決算の認定について

認定第11号 平成19年度  
真庭市津黒高原観光事業特別会計決算の認定について

認定第12号 平成19年度  
真庭市クリエイティブ事業特別会計決算の認定について

認定第 13 号 平成19年度  
真庭市温泉事業特別会計決  
算の認定について

認定第 14 号 平成19年度  
真庭市交通災害共済事業特  
別会計決算の認定について

認定第 15 号 平成19年度  
真庭市農業共済事業特別会  
計決算の認定について

認定第 16 号 平成19年度  
真庭市水道事業会計決算の  
認定について

認定第 17 号 平成19年度  
真庭市国民健康保険湯原温  
泉病院事業会計決算の認定  
について

認定第 18 号 平成19年度  
真庭市国民宿舎事業会計決  
算の認定について

報告第 5 号 健全化判断  
比率及び資金不足比率につ  
いて

認定第 6 号 専決処分の  
報告について

**原案可決**

※( )内は付託委員会

※議案第86号は全委員会に  
分割付託、議案第100号は委  
員会付託を省略

議案第 71 号 地方自治法  
の一部を改正する法律の施  
行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について

(総務)  
地方自治法の一部改正に  
より、議員の報酬の支給方  
法等に関する規定が、他の  
行政委員会の委員等の報酬  
の支給方法等に関する規定  
から分離されるとともに、  
報酬の名称が議員報酬に改  
められることなどに伴い関  
係する条例を改正するもの  
です。

議案第 72 号 真庭市職員  
の勤務時間、休日及び休暇  
に関する条例及び真庭市職  
員の自己啓発等休業に関す  
る条例の一部を改正する条  
例の制定について (総務)

議案第 73 号 真庭市認可  
地縁団体の印鑑登録及び証  
明に関する条例及び公益法  
人等への真庭市職員の派遣  
等に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

(総務)  
議案第 74 号 真庭市辺地  
総合整備計画の変更につい  
て (総務)

議案第 75 号 真庭市過疎  
地域自立促進市町村計画の  
変更について (総務)

議案第 76 号 ふるさと真  
庭応援基金条例の制定につ  
いて (総務)

真庭市のまちづくりを応  
援する方々から寄付金を広  
く募り、それを財源として  
寄付者の意向を反映した事  
業の推進を図るとともに、  
活力にあふれたふるさと真  
庭づくりに資することを目  
的に、基金として適正に管  
理、運用するため制定する  
ものです。

議案第 77 号 真庭市国民  
健康保険条例の一部改正に  
ついて (文教厚生)

議案第 78 号 字の区域・  
名称変更について (文教厚生)

議案第 79 号 真庭市農業  
共済水稲無事戻金の交付に  
ついて (産業)

議案第 80 号 真庭市農業  
共済果樹無事戻金の交付に  
ついて (産業)

議案第 81 号 真庭市農業  
共済事業事務費の賦課総額  
の変更について (産業)

議案第 82 号 真庭市雇用  
の安定・創出と地域経済の  
活性化を図るための企業の  
立地促進及び育成に関する  
条例の一部改正について (産業)

議案第 83 号 真庭市温泉  
条例の一部改正について (産業)

これは、蒜山八束温泉掘  
削により八束温泉(2)を追  
加するものです。

議案第 84 号 真庭市営一  
般住宅条例の一部改正につ  
いて (建設水道)

議案第 85 号 真庭市浄化  
槽市町村整備推進事業に関  
する条例の一部改正につい  
て (建設水道)

これは、浄化槽市町村整  
備推進事業加入分担金は、  
合併協議会により平成20年  
度から統一することとなっ  
ているため、条例の一部を

改正するものです。

議案第 86 号 平成20年度  
真庭市一般会計補正予算第  
2号)について (討論あり)

電子入札に関する予算が  
含まれているが、電子入札  
の導入は時期尚早で、今す  
ぐ行う必要はない。

個人住民税を年金から天  
引きするシステム構築のた  
めの予算が含まれている。  
後期高齢者の年金天引き同  
様、市民生活に直接関わる  
もので市民の理解は得られ  
ない。

などの反対討論がありま  
した。

議案第 87 号 平成20年度  
真庭市国民健康保険事業特  
別会計補正予算(第1号)に  
ついて (文教厚生)

議案第 88 号 平成20年度  
真庭市老人保健事業特別会  
計補正予算(第1号)につい  
て (文教厚生)

議案第 89 号 平成20年度  
真庭市後期高齢者医療特別  
会計補正予算(第1号)につ  
いて (文教厚生)

**議案 30 件**

議案第 90 号 平成20年度  
真庭市介護保険事業特別会  
計補正予算(第1号)につい  
て (文教厚生)

議案第 91 号 平成20年度  
真庭市介護保険事業特別会  
計(介護サービス事業勘定)  
補正予算(第1号)について  
(文教厚生)

議案第 93 号 平成20年度  
真庭市浄化槽事業特別会計  
補正予算(第1号)について  
(建設水道)

議案第 94 号 平成20年度  
真庭市農業集落排水事業特  
別会計補正予算(第1号)に  
ついて (建設水道)

議案第 95 号 平成20年度  
真庭市下水道事業特別会計  
補正予算(第1号)について  
(建設水道)

議案第 96 号 平成20年度  
真庭市津黒高原観光事業特  
別会計補正予算(第1号)に  
ついて (産業)

議案第 97 号 平成20年度  
真庭市温泉事業特別会計補

正予算(第1号)について  
(産業)

議案第 98 号 平成20年度  
真庭市農業共済事業特別会  
計補正予算(第1号)につい  
て (産業)

議案第 99 号 平成20年度  
真庭市水道事業会計補正予  
算(第1号)について  
(建設水道)

議案第 100 号 工事請負契  
約の締結について(久世中  
学校校舎新改築工事)

**修正可決**

議案第 92 号 平成20年度  
真庭市簡易水道事業特別会  
計補正予算(第1号)につい  
て (建設水道)

〔修正案に対する討論あり〕  
反対 簡易水道事業は適  
正に行われる必要があるが  
この修正により工事にどう  
影響が出るかわからない。  
賛成 当面は市民生活に  
影響が出ないということ  
を確認しての修正案である。

**◆陳情**

※( )内は付託委員会

陳情第 20 号 陳情書：真  
庭市新庁舎建設の際に地元  
産木材(ムクの木材)をふん  
だんに使用していただく陳  
情書 (総務) 採択

陳情第 21 号 要望書：公  
共事業予算の大幅な増額に  
ついて等 (総務) 採択

業界の厳しい情勢の中で  
趣旨は理解できるが、大幅  
な増額予算の確保、最低制  
限価格を85%以上にする等  
の内容は認められない。  
趣旨採択

陳情第 23 号 市道「五反  
東線」の拡幅改良及び接続  
農道の市道認定陳情  
(建設水道) 採択

陳情第 24 号 日名地内古  
風呂橋の拡幅工事について  
(建設水道) 採択

陳情第 25 号 国・県に対  
する意見書の提出を要請す  
る陳情書 (文教厚生) 採択

陳情第 26 号 杉地内生活  
道の市道認定要望陳情書  
(建設水道) 採択

陳情第 27 号 単県医療費  
公費負担制度の継続を求め  
る陳情書 (文教厚生) 採択

陳情第 30 号 陳情書：国  
道313号真庭市山田八幡町地  
内の改良工事について  
(建設水道) 採択

陳情第 31 号 地域医療を  
守る意見書採択について陳  
情 (文教厚生) 採択

**◆議員発議**

発議第 10 号 私学助成の  
充実を求める意見書及び私  
学助成の充実と県「財政危  
機宣言」による助成制度見  
直しについての意見書提出  
について 原案可決

発議第 11 号 地域医療を  
守る自治体意見書の提出に  
ついて 原案可決

発議第 12 号 事故米穀流  
通販売事件の全容解明と食  
の安全性の確保を求める意  
見書の提出について  
原案可決

**継続審査中の案件**

陳情第 6 号 地方財政の  
強化・拡充、及び財政健全  
化法の施行にあたって地方  
自治原則の堅持を求める意  
見書提出を求める陳情書  
(総務)

陳情第 8 号 原油価格高  
騰に関する緊急対策を求め  
る意見書提出を求める陳情  
書 (産業)

陳情第 14 号 「下村工区」  
内の農道舗装に関する陳情  
書 (産業)

陳情第 22 号 陳情書：農  
道神ノ毛、中日名線の市道  
編入について (建設水道)

陳情第 28 号 要望書：篠  
ヶ礼の改良について  
(建設水道)

陳情第 29 号 「地方財政の  
充実・強化を求める」陳情書  
(総務)

## 財政健全化比率

今年度試行、20年度決算より導入  
(単位:%)

	健全 ←————→ 悪化		
	真庭市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 <sup>1</sup>		12.5以上	20以上
連結実質赤字比率 <sup>2</sup>		17.5以上	40以上
実質公債費比率 <sup>3</sup>	17.4	25以上	35以上
将来負担比率 <sup>4</sup>	165.9	350以上	

- 1) 収入に占める一般会計の赤字の割合。
  - 2) 収入に占める全会計の赤字総額の割合。
  - 3) 収入に占める公債費（借金の返済金）等の割合。
  - 4) 収入に占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合
- 注) 比率がない場合は「-」と表記しています。

から多くの質  
疑があり、不  
用額、収入未  
済額について  
は、来年度以  
降県負担金の  
削減が予想さ  
れる中で、予  
算編成には充  
分なる注意を  
払いたいと答  
弁がありました  
た。また、滞  
納徴収につい  
ては、今後は  
財産調査、納  
税相談を実施  
していく、一  
層の徴収努力  
をする。水道  
事業の収入未

## 決算審査特別委員会

9月11日の本会議において、監査委員、議長を除く38名の議員で構成する「決算審査特別委員会」が設置され、委員長に古南源二議員、副委員長に金谷光二議員が選任されました。19年度一般会計ほか18件の決算について、9月18日、19日に委員会を開催し、各担当部から詳細説明を受け慎重審査しました。

議案審議前の会議冒頭には財政健全化比率の説明がありました。（表1）この4つの指標は一般会計だけでなく、これまで対象にしてこなかった事業会計などをエックシ、財政の監視基準を強化することで、財政危機の早期発見と健全化を促すことを目的に導入されたものです。この中で19年度、真庭市では「早期健全化基準」には該当しなかつたとの説明がありました。また、議案審議では委員

済額は、悪質な場合は給水停止も実施していくと説明がありました。

採決の結果、19年度一般会計決算および特別会計決算、計18件についてはすべて原案のとおり認定されました。

## 総務常任委員会報告 〜庁舎建設基本設計について〜

総務常任委員会では、6月2回、7月2回、8月2回、9月3回の委員会を開催し、本庁舎建設基本設計について協議を重ねてきました。

9月25日、市長より議会に向け、真庭市新本庁舎建設基本設計（案）最終説明会が開催され、また公表もされ、パブリックコメントも募集されています。ここに至るまでの委員会の調査研究概略を報告します。

6月、設計業者が決定するまでは、指名委員と審査委員が兼任している点が問題であると議論となり、副市長の出席により回答を求

めしました。審査の結果、設計業者は（株）東畑建築事務所に決定。総務委員会としては、審査委員会の評価算定の開示を求めましたが、憶測を招くので控えさせてほしいと、公開されませんでした。

8月、前回指摘のあった点を変更した2回目の設計素案が示され協議。変更点は、真庭の森を駐車場へ、保健福祉会館への渡り廊下はひさしをつける。総延べ床面積は、スパンを短く調整し削減。また、その後障害者団体との説明会での意見を取り入れた3回目の設計素案が示され検討しました。その中で、太陽光パネル設置、4階の面積、屋根（この時点では、アスファルト防水）出入口道路改良等、多くの指摘がありました。



新本庁舎建設予定図

9月、議員全員意見聴取会を開催し、多くの質問がなされ、その内容を協議、また回答を執行部、東畑設計に求めました。この時点において、変更できる箇所を整理した最終基本設計図面（案）の提示を受けました。委員会では、駐車スペースの若干の変更などを申し入れ、総務委員会としての真庭市新本庁舎建設基本設計（案）の調査、研究の終了としました。

# 総務常任委員会

## 閉会中の委員会開催内容

閉会中に開催した、4回の委員会の調査、研究内容について報告します。

### ●平成20年7月14日

#### ●(旧湯原いこいの家)公募結果について

これは、平成11年4月1日に岡山県から旧湯原町が譲り受けたものであり、現在までに、入札参加資格撤廃及び用途指定変更、最低売却価格変更を行い、3回の入札を実施したが、不調に終わっている。もし取り壊す場合、県の解体費助成が今年度限りなので今年度中に結論を出したい、との説明を受けました。

委員会では入札不調の原因が、応募者・申込者なしであるという報告を受け、公募広報の見直しを申し入れました。

#### ●請願採扱後の状況について

これは、入札指名において市内業者優先発注の請願が、毎年のように出されるので状況報告を受けました。採扱後条件付き競争入札を17件実施している。条件付き(市内に本店を有する者)入札を行うことで、一定の効果は見える

が、同じ陳情内容のものであれば、精査して受け付けるべき等の意見がありました。

#### ●指定管理者選定審議会について

指定管理導入に向けて、審議会委員数10名以内、市職員2名、民間8名に変更を検討中、との説明を受けました。

### ●平成20年7月24日～25日

#### ●東京都へ先進地視察(電子自治体実現に向けて)

総務委員会では、以前からパソコンを使用したノーペーパーで委員会を行っており、また、真庭市の目指す電子自治体実現の観点から視察研修を行いました。

東京都中野区役所

中野区役所では、平成13年度から電子自治体の実現を目指して3カ年計画により、プライベート保護、セキュリティポリシー整備、情報人材育成などの基盤整備を基に、電子申請、住基ネット、各事務事業システム、総合行政及び危機管理ネットワーク等のシステム導入を図り、住民サービスの向上や簡素で効率的な情報社会に対応した区政を目指している。特に行政コスト、効率の効果として、財政

効果約7千万円、人的効果約40人分が見込まれている。

地方自治情報センター

センターの各事業について、住基ネットと住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク、自治体セキュリティ支援室、研究開発部事業の説明を受けました。

パナソニックセンター東京

最先端のIT技術を視察し、いつでも、どこでも、だれでも簡単、便利に必要な情報やサービスが手に入れられる社会「ユビキタスネットワーク社会」の体験研修を行いました。



視察研修のようす

### ●平成20年8月6日

#### ●指定管理者に関する施行規則について

7月18日に告示した施行規則の変更について比較説明を受けました。主な変更箇所は、委員会の設置が必要なときか

ら常時設置に。また社会教育・福祉施設、産業・観光施設、各審議会それぞれの委員は10名以内で組織し、専門的知識を有する者及び市職員のうちから市長が委嘱、任命する。

市職員から任命される委員は、それぞれ2人以内とする、説明でありました。また、3セクの経営状況報告について説明を受けました。平成19年度報告は、平成17年度からまとめて議会に報告し、その後公表する。

委員会の意見として、決算報告をまとめて報告するということ、市が事件、事故の報告を把握していない、確認のため立ち入り等も必要ではないか。また、今後の再指定に対しては、指定料金を少しでも下げる方向で進めていくべきなどが、ありました。

### ●平成20年8月18日

#### ●電子入札について

9月補正で追加計上する電子入札導入に伴う共同負担金について説明を受けました。

これは、岡山県電子入札共同利用推進協議会に加入し平成21年度試行導入、平成22年度から本格導入するシステム構築経費であります。

# 文教厚生常任委員会

閉会中の委員会開催内容

●平成20年7月23日、  
8月18日

## 《教育委員会》

### ●真庭市学校整備推進委員会

今後の真庭市の学校施設の適正配置について総合的に検討するための真庭市学校整備推進委員会について説明を受けました。委員の委嘱は7月25日に行われ第一回推進会議が行われました。

委員会の構成  
各地区地域づくり委員会 9名  
保護者代表 6名  
学校・園代表 4名  
有識者 5名  
市行政機関 3名  
その他 2名  
の29名で構成される。



委員会のような様子

適正配置の基本方針

小規模校の改善  
複式学級の解消  
標準規模（12学級から18学級）を目標とする。  
地理的、気象的、社会的条件を勘案する。

### 整備指針

小学校の基本的な考え方  
第一期・変則複式・完全複式の解消を目指し再編計画策定  
第二期・複式学級の解消と耐震化整備

第三期・標準規模校への整備と第二期耐震化整備

中学校の基本的な考え方  
小規模校についての統合等視野に入れて検討する。  
委員からの意見  
推進委員会の構成が当て職の方が多く、年度末を控えて途中交代が懸念される。協議の継続性に支障はないのか答申終了まで継続してもらいたい。  
よう要請してもらいたい。

### ●川東小学校プール水白濁

6月下旬より少しずつ濁りはじめ。6月30日水質検査。7月中旬使用休止決定。業者・塗装メーカーに調査依頼。白濁の原因は塗料成分と判明しました。  
委員からの意見

原因究明をきちんと行い責任の所在を明確にすることと早期補修を求めました。

## 《健康福祉部》

### ●障害者福祉計画の見直し

9月初旬までに県から指導予定。身体障害者福祉協会や自立支援協議会から意見を聞いて真庭市の実態に応じた計画見直しをはかり、アンケート調査も行います。

### ●障害者雇用・就労支援

障害者自立支援協議会の就労部会を開催。法定雇用率確保のため市が雇用しようとする業務内容・勤務条件の情報提供をし、施設側からも障害者の可能な仕事を洗い出し双方の情報交換をする。また、市内の企業訪問を実施します。

### ●食育推進計画

「食育推進協議会」を立ち上げ。構成は保健医療・農林商工関係・教育関係・市職員など32人で構成されます。

### ●認知症地域支援体制

「真庭市認知症地域支援推進会議」立ち上げ。認知症サポーター講座7月31日現在962人受講。福祉計画アンケート調査実施。対象65歳以上1200人。要支援・要介護1200人。



湯原温泉病院

### ●湯原温泉病院

公立病院改革プランは、院内で改革プランに向けた検討体制を協議。療養病床の減少動向など国の施策の変動等もありずれ込む可能性がある。委員からの意見  
職員待遇等市長の英断も必要ではないか。市民の病院としての名称を検討すべき。病院改革の視点は効率化論だけでなく地域医療を充実し、どう守るかという観点が必要だ

## 《市民生活部》

### ●後期高齢者医療保険料軽減措置

平成20年度均等割額が7割軽減されている世帯は一律8.5割軽減。所得割額負担者で、基礎控除後の総所得金額58万以下で所得割額一律5割軽減されます。

# 産業常任委員会

## 閉会中の委員会開催内容

### ●平成20年8月5日

所管の事業の現状視察調査及び産業振興・商工振興について、民間団体との意見交換を各現地並びに久世中央公民館、J Aまにわ本所において行いました。

### ●産業学習館（久世）の利用

#### 状況

この施設は「電源地域産業再配置促進費補助事業」として平成15年3月に完成した。館内には展示ホール、産業学習室、技能研修室、コミュニケーションルーム・食堂・厨房、宿泊室、シャワールームおよび管理室がある。

主な利用団体は、自然環境研究会、コープ久世運営委員会、エスパス管弦楽団、勝山高校吹奏楽部、スポ少バレー部など23団体で多種多様の団体が活用され、平成19年度は2,180人の利用で、平成18年度より415人減であるとの説明を受けました。

### ●高仙の里よの「なつつばき・青木本家」の利用状況

この施設はそれぞれ平成5年4月、同年9月に農村型リゾート施設として完成した。設置目的は、美しい自然や農村風景を満喫し、地域住民とのふれあいを深めるとともに、地域の活性化を図るため整備された施設である。現在、真庭市の指定管理施設となっており、利用状況は平成18年度1,164人、平成19年度838人、毎年のリピーターもいるが、年間来訪者は減少しており、経営状況は大変厳しい、との説明を受けました。

### ●追分公園の視察

この公園は真庭市上河内地区内に位置し、JR追分駅前にある。現状は植栽された樹木が大木となり、遊歩道は歩きにくく、公園全体が荒れている。大木や灌木を伐採し、遊歩道の整備や危険な東屋を解体する事業を数年計画で実施できるようにしたい、との説明がありました。

### ●真庭商工会との意見交換会

「真庭市新本庁舎完成後のまちづくりにおける商工会の取組みについて」と題して真庭商工会の総合アクシヨンプ

ランの説明をいただきました。プランの内容は、柱である3機能の実行施策が掲げられています。

#### 1 経営支援機能

コミュニケーションによる相互理解、広報活動の充実による活用促進、多様で本音の会員ニーズに対応。

#### 2 地域（まち）づくり機能

「自然・環境」を守る、  
「自然・環境」を活用する、  
「自然・環境」を作る・売る。

#### 3 組織運営機能

「真庭ブランド」の構築、  
会員支援体制の確保、  
他機関との連携、自主財源確保。

意見交換会では特に、真庭



真庭商工会との意見交換会

市やJ Aまにわ等の他機関との連携が重要である、との意見で一致しました。

### ●真庭農業協同組合との意見交換会

- 1 J Aまにわ農業振興方針
- 2 集落営農と水田経営所得安定対策の状況
- 3 落合地区における農産物の取り組み状況
- 4 J Aとしての要望事項

以上、方針、現状、要望などについて真庭農協から説明を受けた後、意見交換会を行いました。

このほか、久世有機なす栽培圃場、大野呂牧場、塩滝公園、醍醐桜もあわせて視察研修を行いました。

**事故米穀の不正規流通問題の早期解明と食の安全確保を求める意見書等を提出**

事故米穀の不正規流通による販売事件について国に対して意見書を提出し、市に対しても流通状況の調査、把握に努めるよう要望しました。

# 建設水道常任委員会

## 閉会中の委員会開催内容

平成20年7月24日・8月7日及び8月20日の3日間にわたり開催し、次のとおり調査いたしました。

### ●市道の維持管理について

#### ①県道の移管

道路法第93条が根拠法令であり、原則として新県道を作る計画段階で県道移管に伴う協定書を岡山県と結ぶことになる。市が管理する期間、無償で借り受けることとなっております。また、市が管理するならば、市道認定を行わなくても農林道でも可能です。

#### ②市道の等級

市道は昭和55年3月18日建設省(国土交通省)通達により、次のように区分しています。  
1級 主な該当事項は戸数50戸以上とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路。(真庭市の場合約170kmある。)  
2級 主な該当事項は戸数25戸以上集落相互を連絡する道路。(真庭市の場合約184kmある。)

その他 1級2級に該当しない道路。(真庭市の場合約824kmある。)  
(交付税算出の要件が3点あり

り 市道の総面積、市道の総延長、改良済み道路の延長、この3点により交付税が決定されます。)  
※道路改良済みとは幅員4m以上の道路です。

#### ③草刈り

協働のまちづくりが基本であり、集落の周辺など、市道沿いを無償で草刈りをしていただいている箇所が多くあります。市としては、それ以外のところを、業者の委託、シルバー人材センター委託、地元委託で除草作業をおこなっています。

### ●旧美甘村下水道事業の対応について

6月定例議会にて一般質問のあった宅内配管の接続に対する補助金の問題について、執



市道改良現地調査の様子

行部に経緯の説明を求め、また、旧美甘村当時の状況や県の見解を聞きながら、意見を交わした。地域間の公平性の問題として、何とかしなくては、進めている下水道事業への影響がある。合併前のことであり、法的に問題がなく、新市で対応できる状況にない。新市の一体感の醸成において、市は道義的な面からでも調整の動きをすべきである。などの多様な意見があり、引き続き調査していくことにしています。

### ●真庭市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収について

急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収については、「真庭市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例」に規定をしております。



市道草刈りの様子

第2条第2項に定める2分の1以内の額を明確にすると共に、公共施設を自然災害から未然に防ぎ、住民の安心・安全な生活を確保するため、第4条に規定する基準を明確にするため、「真庭市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例施行規則」を作りました。

### 委員会より修正案を提出

議案第92号 平成20年度真庭市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、の内美甘簡水設備費については、生活に関わる水の問題であるが、予算内容には疑問もあり、さらに詳しい調査が必要との判断から、修正案を提出し、本会議で賛成多数で議決されました。



美甘簡易水道設備

# 真庭市議会

一

般

質

問



一般質問の記事は質問した議員本人の原稿に基づいています。

森田 一文 議員

## バイオマスタウン等の指定を受けた真庭のまちづくり

問

気象環境の乱れ、地球温暖化が非常に気になる。今年も暑すぎた夏、梅雨期以降の雨が少なかったが、「20年8月末豪雨」と名づけられた集中豪雨は、大きな被害をもたらした。岡崎市では1時間当たり雨量147ミリを記録している。地球温暖化は台風を誘発すると聞く。もしそうだとするならば、私たちは、今こそ、こぞってCO2削減に向けて努力する必要があると思う。それに関連して、国からバイオマスタウン、次世代エネルギーパークの指定を真庭市は受けている。バイオマス関係では、日本の中で、真庭市が今大きくもてはやされている。しかし今は第1ステージ、やがて第2ステージの商業化、企業化に入る時が来たのではと考える。もしそうだとするならば、真庭市は、どこ

よりも早く、確実にその方向へ歩を進めなくてはならないと考える。これが真庭市の将来像にかかわる根本だと思ふ。そのためには、あらゆる面でその方向の取り組みが必要である。CO2削減への取組み、排出されたCO2の処理、自然エネルギーの活用等が必要だと思ふ。

そこで質問する。①CO2削減に向けての相談窓口、指導体制を行政が行うべきではないか。②森林が吸収するCO2を増やす長期的プランが必要ではないか。③ゴミ焼却場から出る熱エネルギーの活用を考えるべきではないか。④新本庁舎に太陽光発電を設置すべきではないか。

答 井手市長

市有施設142箇所、3.7%削減の目標に対し、実績1.9%。今後積極的に行政が啓発活動を行う。森林は貢献している。林業振興と併せてCO2削減も含めた環境対策に配慮した計画にしたい。3施設とも24時間稼働でないが今後研究していく。建設コストとライフサイクルコストを試算すると、費用対効果の点で

主たる電源設備としては適当でないと考ええる。

河部辰夫 議員

## 公平、公正な政治について

問

政治に取り組む姿勢「公平、公正、平等」は基本原則である。真庭市では、この理念が十分活かされ行政執行に反映されてきているか。

答 井手市長

市政を担当する者として最も重要な施策は市民の安全・安心の確保であるが、同時に公平、公正、平等な行政運営に当たること、最優先される行政の基本であり、このことには十分配慮し今までも最善を尽くしてきた。今後も各事業及び行政施策は、真庭市総合計画に基づき、市民の安全・安心の確保、また公平で公正な行政姿勢を基本として市政を進める所存である。

## 環境整備に関わる交付金の格差について

問

経済不況の中、国・県を初め市町村に至るまで、厳しい財政運営を強いられる中で、特に環境整備事業を推進するために、色々なやり方で補助金や交付金が出されてきているが、真庭市に移行後も整理できていない。そのため新たな問題が生じてきている。ここは現実を踏まえて、早急に問題の解決に当るべきである。

答 井手市長

環境整備に係わる補助金は、住環境を含めたもので、地域の集会所の新築、改築増築に伴う補助金、下水道受益者負担金の一括納付における報奨金の交付、また水洗化に向けた工事資金の利子補給等があり、これらの補助金は、経過措置等はあるものの合併協定に基づき年次的に整理を行っている。

答 須田上下水道部長

下水道関係の報奨金の格差是正は、合併協定書に基づき、集合処理で農業集落

排水事業の合併前の認可事業を除き平成21年度から統一する。合併浄化槽は20年度から統一している。また旧美甘村で執行された補助金は、現在は公金でないため市が介入できない状況である。

### 福井 莊助

議員

**岡山県は財政危機宣言…。真庭市の財政は大丈夫か。**

問

真庭市の財政も例外ではない。県の財政危機が続けば県費の補助金、委託金等に影響を及ぼす事は必ず。市としての対応策は。景気状況から地方税収入が鈍化する中で大幅な財源不足が生じ、行財政改革が当面の課題と考える。岡山県や近隣の市は財政危機に対し職員給与の減額余儀なくされている現実をどう考えるか。真庭市は多くの借金がある。財政健全化に向け中・長期的な展望を明らかにする考えは。一般会計の

歳入歳出について削減目標を定め、市の主要事業の予算等を情報公開すべきと考えるが、真庭市をよくするために市民からの声をインターネットを通して、メールや掲示板を用い対応できるように充実させてはどうか。

答

井手市長

県の危機宣言受け市の来年度当初予算編成に大きな影響がある。県の見直し事務事業の内容を十分に精査し、方針を決める。職員の給与の減額についてはこのような状況にならないよう更なる行財政改革に取組みたい。市の財政健全化推進に、不断の努力が必要である。市として毎年度財政計画を見直し、推計し、素早く把握すると共に、素早な中・長期の展望を行い、「広報まにわ」の別冊版や市のホームページを通じて市民に解りやすく知らせていきたい。歳入目標、歳出の削減目標を定めた予算編成と主要事業項目の予算配分の情報公開については毎年度財政計画を基本とし、予算目標額を定めて編成している。歳出については經常的経費と政策的経費を分

類して目標額を設定してまいる。歳入については前年度の実績数値や地方財政計画等から歳入目標額を推計し、予算編成を行い、歳出の削減を図りたい。また市民の声は行政の遂行にとって重要かつ貴重なものと認識しており、多くの提言がいただけるよう工夫したい。

### 岡崎 陽輔

議員

**県財政改革案の影響額は**

問

福祉・教育など市民の暮らしを守る責任がある。県に強力に物申すべきだ。

答

井手市長

約7700万の県補助金削減対象となる。市長会に改善意見書を提出し、真庭市の影響額軽減に全力を挙げる。

**雇用促進住宅問題と市営住宅整備は住民本位で対応を**

問

雇用促進住宅は、2011年までにその半分を廃止する計画である。6月に、入居者に退去通知や契約更新拒絶通知が届き、住民の居住権が侵害されている。地域問題として、入居者の立場で市が対応すべきだ。住宅整備計画の変更住宅は説明をして貰いたい。具体的計画がない住宅は入居募集を再開するべきでは。

答

井手市長

立誠雇用促進住宅が対象住宅である。20年度中に市に譲渡希望があるか回答を求められている。用途廃止の延期を含め機構側と協議する。

答

太田建設部長

計画変更のあった住宅は



雇用促進住宅

順次説明に行く。再入居募集は、改修経費がかららない住宅は検討を加える。

**学校再編論議は住民合意で**

問

学校統廃合は、子供と地域社会の存続の双方で重要な問題だ。小規模校がだめという論議は成り立たない。子供の教育にプラスかマイナスか、地域社会にとっての学校の役割など住民合意尊重が不可欠だ。

答

大倉教育長

諮問内容に学区住民の意向も取り入れ、総合的に推進すると明記している。十分認識して取り組みたい。

**産業サポートセンター設置**

問

中小企業対策と産業振興政策の確立を政策課題の軸にするよう求めてきた。調査事業を受けての具体的な取り組みの考えは。

答

井手市長



ていくものだと思うが、進捗状況を伺う。

**答** 井手市長

真庭市の産業振興政策立案に係る調査では、平成16年度における産業構造や需要構造等の分析を行っている。したがって、産業及び業種ごとの詳細な分析が可能な反面、時間的なずれが発生するという欠点がある。しかし、業種ごとの生産額と雇用動向、所得や消費構造を把握することが可能であり、有効な調査内容であると認識している。また、国土交通省の地域振興アドバイザー派遣制度により、3名の派遣を受け、真庭ブランドの構築を進めている。一方、真庭ブランド認定準備会を開催し、真庭ブランドのコンセプト、認定要件、認定組織といった真庭ブランド認定制度実施要綱案を作成しているところであり、年内には、第一次のブランド認定を行うよう準備を進めている。今後商工会やJAなどと連携して、企業や事業所等のニーズを把握し、素早く情報共有して、企業等の相談や事業展開に対して、迅速かつ有効な情報提供やセミナー等を開催する

支援組織、産業サポートセンター（仮称）を設立し、産業支援体制を構築していきたい。また、岡山県産業振興財団や中国経済産業局中小企業基盤整備機構等の事業も取り入れながら、市独自の支援事業も創設していきたい。

**草地秀育**

議員

**伝統文化の教育を一層充実**

**問**

平成18年に約60年ぶりに教育基本法が全面改正された。これを受けて、小・中学校の新学習指導要領が今年告示された。全面実施は小学校で平成23年度から、中学校で平成24年度からの実施になる。直ちに実施可能な学習指導要領の総則や道徳、総合学習の時間、特別な活動については、平成21年度から新しい学習指導要領を全面実施するようになってきている。総則に伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛しとある。俗に言う愛国心の指導、また伝統と文化に

において、地域と学校のかかわりについてどのようなか。又平成21年度から可能なものは先行して実施することになっているが何かあるか。

**答** 大倉教育長

道徳教育の目標に伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図ることが示されており、子供たちが地域の伝統や文化を受け止め、それを継承、発展させるための教育を充実していく必要がある。地域の伝統文化に堪能な人を外部講師として招聘し、伝統文化の教育をより一層充実していきたいと考えている。愛国心について、日本人として日本の国を愛せる、伝統文化等からも愛国心を、先人の努力、またつくられた文化等のすばらしさ、価値、そういうものに自分を知り、理解し、そしてわが国を自分たちから愛し、更に発展させようという取り組みになるのかと思う。来年度小学校では算数、理科、体育の前倒し実施により、各学年35時間週1コマ増加する。外国語活動の実施計画については、

来年度から5、6年生については年35時間、英語学習を一齐に実施する予定だ。中学校の武道は、平成24年から保健体育の学習の中で履修する。今後早急に学校、地域の実態を把握し、協議する中で、具体的な計画を作成していきたい。

**由井堅史**

議員

**市民アンケートを行い、合併の総括と課題の収集を**

**問**

大合併から3年半が経過し、住民もこのたびの合併についての評価や意見などを示せる段階にきていると思う。そこで、この年末から年初頭に市民を対象としたアンケート調査を行い、合併の総括と今後に向けての課題のとりまとめを行ってみてはどうか。そしてその結果を争点のひとつとして来春の市長選や市議選を行えば、市民の声や要望に基づいた、正に「的を射た」論戦や政策の実現ができると思うがどうか。

**答** 井手市長

市民の意見を聞くためには、アンケート調査はきわめて有効な手段であると考えている。平成23年度から実施される「真庭市総合計画」の後期計画を策定するにあたり、広く市民から意見を聴取する予定としているので、それに合わせて平成21年度に住民アンケートを実施したい。



**市が設置する各種委員会の委員の任期について**

**問**

市には数々の諮問委員会や検討委員会等が設置されているが、その中には年度替りなどにより、任期の途中で委員が交代してしまうものも多く、審議の継続性という点で問題があるのではないか。答申や報告などの結論が出て、委員会としての責任を果たすまでは、原則として委員の交代のない制度を確立するべきではないか。

**答** 井手市長

各種委員を選出している組織の中には、条例などでその代表者等の選出が定められているところなどもあり、委員への留任のためには条例を変更しなければならぬことになる。そのような必要のない場合などは、今まで以上に強く留任をお願いしていきたい。また交代のない制度の確立については現在のところ考えていない。

**加藤 大悟** 議員

**市債について**

**問**

市債の状況はどうなっているか。借入先別、償還期間別の現在高はどうなっているか。減債基金の積立と運用状況はどうか。地方債の管理はできているか。仮称「市債整理基金管理特別会計」を設けることを提案するかどうか。市債に対する市民の不安をどう払拭するか。

**答** 井手市長

平成19年度決算時点での市債の現在高は、一般会計で400億2,185万円、特別会計で230億8,425万円、公営事業会計で86億7,788万円、合計すると717億8,398万円の市債残高になっている。借入先別の現在高は財政融資資金、簡保資金等の政府資金が480億6,769万円。地方公営企業等金融機構資金が121億2,350万円。中国銀行等の市中銀行資金が9億1,828万円。農協等の市中銀行以外の資金が90億6,033万円。共済資金や保険会社等資金が16億1,418万円である。償還期間別の現在高の主なもの、公営住宅建設事業債は25年で11億1,677万円、合併特例事業債は10年償還で52億8,543万円、過疎対策事業債は12年償還で57億6,432万円などである。次に、減債基金については、今後の積立計画は3月補正予算編成段階で、財政的に余裕があれば来年度以降の起債償還のため積立を行う計画である。市債の管理は、国の施策により昨年末より高金利の一部分については財政健全化のため補償金免

除線上償還が可能になったので、計画的に償還を行う予定である。今回の9月補正予算においても一般会計で1億6,921万円、簡易水道特別会計で1億1,301万円、水道事業特別会計で8,640万円の補償金免除線上償還の予算計上をしている。仮称「市債整理基金管理特別会計」については、現時点では設ける考えはない。市債に対する市民の不安への払拭は、情報公開と適切な運用管理に尽きると考える。

**谷口 宗一** 議員

**神庭の滝に「縁結びやそじ像」を**

**問**

「縁結びやそじ像」の建立の意義は縁結び推進委員、縁結びサポーターの願いで少子化対策、義理人情の高揚であり、結婚問題は家庭において親子の断絶といった深刻な問題で、その解消と地域の活性化のために建立した。地元神庭、東福寺住職も地元の活性化のため



神庭の滝（観風荘）に建立されたやそじ像

ならと指導を頂いているところである。

**答** 井手市長

議員が今日まで結婚推進に対してご努力をされ、大きな成果もあがっていることについては私は敬服している。ここを縁結びの拠点として、本当にそれが人の心に染みこんで結婚推進が図られるような気風を高められるなら、効果が上がるように一緒に活動をしていきたい、その思いは間違いはない。

**過疎地解消のモデルケース**

**問**

30年仕事で星山に行つて

いるが星山は満点の集落である。雨よけほうれん草の生産組合が20年間活躍している。過疎解消部落の拠点として発展させて頂きたい。

**答** 井手市長

神庭の滝周辺の星山には美しい森もあり、星山のすばらしさはよく知っている。その地区一体を観光と結びつけた市民農園について勝山支局とも協議していく。

**学校、家庭教育、幼保一元化の理念はどこにあるか**

**問**

しつけを忘れた家庭教育と異口同音に出る言葉は義理人情の欠落、少子化での兄弟愛、ゆとりの教育を進めるためには教育長はゆとりのある教職員の待遇の改善をせよ。

**答** 大倉教育長

家庭教育においても今後検討していく。



長尾政則 議員

### スポーツ振興について

問

真庭市スポーツ実施計画の策定はどこまで行われているのか。また総合型地域スポーツクラブは、今年度北房地区に創設の動きがある。聞いていたが真庭市の他地区にも創設していく考えはないのか。また、真庭市としてのスポーツ振興策は何をしてきたのかその具体的施策は。そして、市内の体育施設の管理は良好に行われているのか。

答 大倉教育長

真庭市スポーツ実施計画は10月に最初のスポーツ振興審議会を開催し協議いただくよう準備を進めている。総合型地域スポーツクラブについてはスポーツクラブ英賀が設立に向けて準備を行っているが、他地区の創設については活動資金の確保、活動場所までの交通手段、事務局等の課題があり容易に立ち上げは難しい状況にある。

真庭市のスポーツ振興施策は、体育指導委員会、体育協会、スポーツ少年団などと連携しさまざまな取り組みを進めている。管理費は十分ではないが、管理が行き届くように努めている。

### 商業振興について

問

真庭商工会が会員100社を対象にした景況調査を実施したが、非常に厳しい経営状況であることがわかった。真庭市の商業振興はどのような方向に行こうと考えているのか。

答 井手市長

商業融資制度の見直しを行い、今は県内でもトツプクラスの補助制度としており。また、空き店舗を活用した新規創業者の新規出店等に必要な店舗改装費、設備費、広告宣伝費などを支援するため、本年度から新商人育成支援事業を導入した。さらに、新たに起業や会社の設立を行う方を対象として、新規創業時やその後の販路拡大等における費用の支援を行う起業家支

援事業の創設を計画している。

中元唯資 議員

### 真庭市建設工事成績評価について

問

「市が発注する建設工事に係る成績評価に関して必要事項を定め、工事の技術水準の向上及び品質の確保並びに請負業者の指導育成を図ることを目的とする」と第一条に掲げているが、評価を受ける側と評価を実施する側が、対等の立場で共通の認識を持って実施されたのか疑問を感じている。実施する側は、いつから計画をしていたか、またなぜ事前説明を業者にしなかったか、入札に係る各課は、職員が評価を行うための技術向上をどのような形で協議指導されたか。

答 井手市長

工事の施行状況の評価は、入札契約適正化法に基づく適正化指針に定められているところである。公共工事

の品質は、業者の技術的能力に負うところが大きい。その品質を確保するという観点から、評価の実施が発注者に求められ、工事を行った受注者に対して評価結果を通知することになっている。評価については、合併後の平成17年度から行い、現在に至っている。平成20年5月20日、指名願を提出している業者を対象に説明会を開催している。説明会では、制度の趣旨と、建設業法に規定する総合評価値に工事の成績評価等を勘案した独自の総合評定点数を増減することにより格付を行うと説明している。

評価を行うものにとつて評価値に差が生じないよう、合併以降、年度当初に工事担当者説明会を開催して、工事評価技術の向上と均一に努めている。公共工事は多種多様にわたっており、評価の基準を一定に保つ努力をしている。評定数値に差異が認められる場合は、検査員と複数の担当課職員により再評価等を行い、適正な評価を行うよう努めている。



長尾泰行 議員

### 真庭市を元気にすることについて

問

- ①どんな対策か。
- ②新本庁舎や学校などの分離発注はどんな考えか。
- ③来春は選挙があり、3月の当初予算は骨格予算か。

答 井手市長

産業部門では産業振興政策の立案に向けた調査報告に基づく提言がされている。その実現のために、商工会等と協議の中で、事業者ニーズ等のすばい情報共有ができる産業サポートセンター（仮称）の構築を図り、新しい地産地消の展開や企業が連携した開発等を支援して参りたい。観光部門では、観光客などの流動人口を増やし、地域の活性化を図っている。

分離発注は、地元企業の育成と受注機会の増大を図るため、可能なものは分離発注していく。本来予算はその年度の歳入歳出すべてについて年

間の見通しの上で編成されるべきであるが、来年度は4月に市長、市議会議員選挙があり骨格予算になる。この骨格予算は、民生費、公債費、人件費等を必要最小限度に計上した予算となる。

**答** 三浦総務部長

分離発注については、庁舎敷地の造成工事、外構工事、舗装工事、植栽工事あと、空調機器、バイオマスの関係とか電気設備など計画ができてから具体的に前向きに検討したい。

### 小学校外国語学習活動について

**問**

小学校に外国語導入の目的は何か。真庭市の取り組みはどうか。

**答** 大倉教育長

外国語導入の目的は、国際社会の中で異文化を受け入れ、世界の人々と共生していくための資質や能力を育成することにある。新学習指導要領にもコミュニケーション能力の素地を養うことを重視することが示さ

れている。外国語活動の内容はコミュニケーション重視であり、英会話が中心の学習になる。又、中学校への接続をスムーズにしてい

金谷光二 議員

### 高齢者住宅の整備とPFI方式の導入について

**問**

過疎、高齢化は加速の一端をたどり、独居老人の増加は大きな社会問題となっている。特に本市のように交通不便な山間地域を多く抱える地域では、高齢者の住環境をめぐり、高齢者自身だけでなく、それを支える地域や家族にとっても深刻な問題となっている。このほど、国土交通省と厚生労働省は、高齢者の安定した住環境を確保するため、生活支援サービスが受けられるケア住宅の整備に力を入れる方針を固めたという。これらを踏まえ、今後の住宅政策として高齢者の住環境の整備に取り組んではど

**答** 井手市長

うか。建設整備には多額の投資が必要で、今日の財政状況下でむやみに建設に取り組むことは問題があることは言うまでもない。そこで今後の住宅政策を進める上で財政負担の軽減、財政効率化と民間活力の向上を図る上から、PFI方式を導入すべきではないか。特に行財政改革を進める上から公共事業の縮小ということが出ており、建設業界はかつてない苦境に立たされている。民間にできることは民間に、これは行革のうたい文句である。PFIの導入について真剣に考える時期が来ていると思う。

福井孝行 議員

### 人事制度と人材育成のシステム見直し整備に取り組む

**問**

職員の人事評価の試行が始まった。人事管理や人材育成、能力開発、適正配置などに活かされるものと思う。評価は昇格や給与などの処遇に連結すべきであるが、公正公平な評価へ向けどう取り組むか。

**答** 井手市長

人事評価制度では、階層別役割と求められる能力など、人材育成基本方針を反映させている。評価に必要な関係資料は様式修正などを行い、人事台帳は電子化して今年度整備する。人事評価制度の活用については、人材育成を基本に考えている。評価能力や面接力が重要であり、評価者研修を行

として非常にいい施策になる場面が出てくると思うので、そういう状況の中で考えていきたい。

### 学校経営評価に対して適切な支援や条件整備を行う

**問**

学校経営評価が制度化され、学校経営や教育改善に学校と地域が連携して取り組むことになった。学校評価など軽々しいものでないと思うが、学校経営方針等の策定、評価委員会の構成、評価の公表、報告への対応など伺いたい。

**答** 大倉教育長

学校経営方針等は本来、校長が作成するものであるが、基本方針や重点は全職員で決める。児童生徒や保護者へのアンケートでは、評価項目や選択肢等について、学校経営方針の目標や



取り組みを踏まえて決める。学校自己評価は教職員全員で行う。学校関係者評価は今年度、学校評議員を活用して行う学校がほとんどである。第三者評価は文科省の状況を踏まえて検討する。評価結果は改善策と合わせて、広く保護者や地域住民に公表する。報告書に示された学校の特色や課題への取り組み、学校運営状況など把握し、必要な予算措置や人事配置など、支援や条件整備を適切に行っていく。

### 宮田 精一

議員

## 森林・林業・木材産業の振興対策について

問

農林業の衰退は真庭地域全体の経済を疲弊させている。特に林業・木材産業の不振は大きな問題である。現場の目線を意識した力強い施策を実行し、地域に住む人々が生き生きとした生活営む基盤の整備を早急に行なう必要がある。県の財政危機による補助金削減のなか、国・県の間伐補助



森林整備のようす

金は確保されているか、真庭市の上乗せ補助金はどうするのか伺いたい。次に、台風被害の復旧に関連して、林業者や森林組合等が、機械整備や従業者の雇用拡大を図っているが、今後事業量の減少が見込まれる。何か対策は考えられないか。又、地域産木材の需要拡大と木材産業の振興対策の具体的な方針、そして木質バイオマス活用の実態を踏まえた展望、方向性を伺いたい。

答

井手市長

県の財政危機宣言により補助金等の確保が心配されているが、温暖化防止等間伐推進対策事業補助金は影響を受けないと聞いている。平成20年度の真庭森林組合関係では、611ヘクタール

・1億521万円が確保されており、さらなる増額を要望している。市独自の上乗せ補助金も引き続き実施していく。台風災害復旧のため、高性能林業機械や、人材確保が図られているが、事業量の減少により、これが失われる事の無い様、間伐を中心とした造林事業の強力な推進を図っていく。地域産材の利用促進は、市所有施設の木材使用促進指針を策定し、公共施設に優先的に地域材を活用し、建設予定の久世中学校、新本庁舎には地域産材をふんだんに使用する。木材産業の振興は、真庭システム検討協議会を立ち上げ、高い技術力と安定した生産体制、組織の連携強化による新産業システムの構築を目指す。木質バイオマスの展望と方向性は、林地残材等を燃料等に活用するため、新エネルギー開発機構の実験事業に取り組み、本年度中には真庭バイオマス集積基地を整備し、安定収集と安定供給の基盤整備を図って積極的利活用を推進し、真庭地域の新しい森林・林業・木材産業の活性化と、森林整備を促進して林業振興につなげていきたい。

### 奥田 一雄

議員

## 集合税について

問

税務は市県民税、固定資産税、法人市民税、国民健康保険、軽自動車、たばこ、入湯、鉱産などであるが、住民税、固定資産税、国民健康保険の納期を年間10期、毎年6月から翌年3月まで統一して一緒に納付する方を真庭市では採用し、それが集合徴収する3種類の税を総称して集合税と呼び、年間10期に集合税方式を採用しているが、集合税方式で徴収向上ができたか。事務の手数、通信料等、膨大な経費がかかると思う。6期また4期に納税方式を改正してはどうか。

答

井手市長

10期の集合税から、6期または4期の納税方式に変更すると、現在提出してもらっている口座振替依頼書をすべて変更しなければならなくなり、口座振替依頼書の再提出をお願いするなどの市民への負担と、入力

がえの事務処理が一時的に増加する。いろいろ課題もある。今後、諸条件を勘案して、前向きに検討する。

## 料金徴収業務について

問

わが国は八百数十兆円といわれる財政赤字、あるいは地方を含めれば千兆円近い財政赤字を抱え、国民の負担方法について、いまだその解決策を明示されていない。私たちはこの膨大な借金を子ども達に背負わすことはできない。納税額が決まり未納者があることこそ最大の不公平になり、執行部が一丸となって日夜徴収に努力されていると思う。徴収状況は改善されたか。

答

井手市長

義務を果たす市民が不利益を被る事にもなりかねない。市税等、現在行っている対策で、市税等滞納整理検討対策会議を設置して、関係各機関の滞納整理に係る対策強化の検討並びに情報共有化を図っている。

妹尾素男 議員

### 市発注工事の品質の確保について

問

公共工事の入札価格の競争性が高まる反面、工事品質の低下も懸念され、競争性と工事品質の両立をどのようにやり方で成果をあげることが課題である。①市発注工事の品質問題の発生状況はどうか。②入札改革にあわせて、工事検査体制の拡充はどうか。専門能力の高い職員の確保状況は。③高度で専門性の高い工事発注について、市側のチェック体制はどうか。自治体間で連携して取組む協定や、退職技術者等を活用できる広域人材バンクの設置等についてどう考えられるか。④地域に根ざし、良い仕事をする事業者が報われる入札制度と受注機会の確保についての取組みはどうか。⑤不祥事防止のための職員の意識改革とコンプライアンスの取組み状況はどうか。

答 井手市長

工事発注物件は、竣工検

査合格後受け取っており、補修を命じたことはある。検査完了後瑕疵担保期間中に修繕を要するものも発生しており、教委部局では、

樫邑小は補修完了、川東小プールは、業者に修繕を指示している。建設工事の執行体制は、工事の起工、監督は事業担当課、入札から契約・工事検査は管財課が教委部局を含め行っており、本年度建築営繕室も設置したので現体制で支障はない。専門能力の高い職員の確保は、現在土木建築技術系職員は40名で、今後も40名を確保し能力の向上に努める。先端技術の工事発注における市側のチェック体制は整っている。提案の自治体間の協力、支援体制づくりや有能な退職技術者等を活用できる広域人材バンクの設置等については、今後慎重に研究したい。良い仕事をした業者が報われる入札制度の推進については、市独自の制度を本年度から導入している。

答 三浦総務部長

市内業者の受注機会が増えるよう今後も努力する。役務関係入札については、今後、内容を調査していく。

三村一夫 議員

### 安心安全な街づくりを進めよ

問

安心安全は国、県、市にその役割を委ねている。昭和25年建築基準法で公が安全な住宅の確保のため最低基準を定めている。安全な場所に安全な住宅が建設され市民に供給するためである。

さて家を建てる場合4m以上の道路に面していることと規定しているが新規分譲住宅団地(3千m以下)で3mでも許可している。緊急、消防車の進入、通学通勤がやっとなところが許可され市民の安全が確保されていない。

基準法42条2項は(以下、2項道路)既に建設された建物の建替え、増改築では道路幅が4m未満でも中心から2m控えれば許可される規定である。2項道路の厳格化、条例化し協議項目に掲げ開発業者に指導助言し、安心安全な街づくりを進めることが市の責務とと思う。

通学、緊急車両、水利など鍋屋、多田、台金屋地区には分譲住宅建設が特に多く、人口密度も非常に高く、更に宅地化が進んでいる。久世地区の危険箇所は道路幅が狭い16箇所、交差点が狭い8箇所、水利に問題10箇所ありどう解消するか。

水路の氾濫について用水路は先に細くなり宅地化で排水量は増える。水路の維持は水利組合だが、排水についてはどこが責任を持つのか。

これらを解決するには都市計画及び都計道路であるがその取組みを尋ねる。

子供やお年寄り、障害のある方に優しい街づくりのためバリヤフリー、歩車道分離が求められるがどう進めるか。

答 井手市長

小規模開発での接道は4m未満でも認められた道路で法的に問題はない。道路幅員は地域と連携し改善を図る。

通学路の安全確保のための改善要望があり、有効な安全設備を検討する。消防署から調査報告を受けており計画的改善を図る。宅地開発の排水は開発業

者、行政で対応する。都市計画道路の見直しを行う。歩車道分離は道路整備計画の際地域住民と連携して整備していく。

初本 勝 議員

### 若者が定住出来、子育てにやさしい町づくりについて

問

①今の景気状況では産業団地になかなか自力で工場建設、新たな増築は望めない。そのために、市が県より代がわりをして、土地代は無償とし、工場を誘致するという思い切った行動をやっていたらいい。若者にこの真庭に帰って下さといながら、働く場所がない限りそれは無理とされている。働くところがあれば若者は帰って来られる。県が造成した団地であるので、市の自由にならないこととはわかってはいるが、市が県から買い取って無償で貸せることは可能である。投資をどこにするかということについて市長の考えを伺

う。

②妊婦の健康診断、不妊治療に対してはいろいろと助成をさせていただいているが、1回でも多く助成をし、健康な子供が産めるよう対応していただきたい。そして子供が欲しくても産めない人に対しても助成をいただいているが、もう少し助成をいただきたい。市長の見解を伺う。

③保育料の負担軽減について、真庭市は国の基本7等級を10等級上げ17等級のランクつくって、所得階層で保育料自体が相当安くなっているが、第一子保育料1万円助成、第二子半額、第三子以上は1割を無料にしてもいいと思っているが、市長の考えを伺う。

**答** 井手市長

真庭産業団地は県営であり、県が定める条例により一般企業への無償貸与はできないとなっている。また県営で造成した産業団地で、真庭市がそれを購入することが対象になっているとは聞いていないので、難しいことだと私は考えている。  
現行の県及び真庭市の助成制度を継続したい。

国の徴収金額より低く設定し、19年度3,080万円の軽減となり、子育てを支援しているので理解をいただきたい。

**原 秀樹** 議員

**「集落支援員制度」の導入活用策は**

**問**

集落支援員制度の導入に対し、国の予算措置が計られることとなった。住民と行政が協働して、限界集落や合併により役場等が廃止された地域に於いて、生活扶助・環境保全・自然災害防止等住民の生活維持に必要な支援を行って行くための制度と理解する。真庭市に於いて、この制度への取組・活用はどうか。

**答** 井手市長

小規模で高齢化が進んでいる集落問題は、大きな行政課題である。そうした地域への行政の目配りが十分でなかったと思う。現在集落の点検・農地、山林等の管理状況・地域資源・将来のあるべき姿等を調査して

おり、市の事業とドッキングして効率的な運用を行う。

**答** 稲田企画財政部長

小規模集落に対し、1,091世帯、2,400人を対象に実態に関する調査を行った。様々な意見や問題に対し、新しい事業に活かしたい。

**営農再開に向けた耕作放棄地対策の展望は**

**問**

国も耕作放棄地対策に本腰を入れ対策制度を発表した。周辺の農家や企業が所有者に代わり整地や土壌改良を行う事を目的とする内容である。企業等の参入の打診もあると聞く。地産地消・食育推進・自給率向上等市の課題と直面した制度と認識する。制度活用と市の方針は。

**答** 井手市長

国に先駆け行っている耕作放棄地調査により、「耕作放棄地解消計画」策定を準備している。同時に「空き農家・空き農地情報バンク」

システムも構築する。新規就農者の援助や企業の農地参入を実施し、農地保全を行う。

**答** 丸山産業観光部長

放棄地について、9,000筆の調査を行い、意向調査を行っている。地産地消・自給率向上・市民農園策等農業振興、地域振興を合わせ各課横断的に協議していく。

**石賀英明** 議員

**真庭市の産業政策を確立するために**

**問**

①真庭市の産業振興政策立案に関する調査の報告書がまとまったとの報道があった。これを契機にして市内の全産業分野を網羅する真庭市産業振興計画もしくは真庭市産業振興基本条例を策定してはどうか。

市内の多くの産業分野では今後の見通しを持つことが極めて困難な状況にある。このような中において、市にできることは限定されている。しかし、こういう時

代だからこそ、市としての基本的なスタンスを明確にしていく必要があるのではないか。

②施策はいいものがあるが、有機的に結ばれていないので、ロスがあるのでないか。市としてのスタンスを明確にする中で、政策の継続性、職員の意思統一を図り、市内業者の方々も変わる必要があることをアピールしなければならぬ。このために、基本計画なり、基本条例があれば、このロスを少なくすることができるとはできないか。

**答** 井手市長

現時点では、新しい産業振興政策の策定や条例の制定については考えていない。

今は新しい産業振興の展開の姿が見えてこない。条例などをつくるには、必ずしも望ましい時期ではない。連携の実態をもつて一つの姿が見えるようにしていく。

**ナンバープレートを市独自のデザインへ**

**問**

松山市では、司馬遼太郎

の「坂の上の雲」にちなみ、雲の形のナンバプレートを交付している。真庭市も独自のデザインを考えてはどうか。その中で、真庭市のイメージをつくりあげてはどうか。

**答** 井手市長

今すぐこれを実施していくには、課題がたくさんありすぎる。今後の研究課題にしたい。

**松葉 昇** 議員

### 公設民営化の推進について

**問**

指定管理者制度については積極的に取り組んでいたが、だいたいと思っている。しかし厳しい財政状況からすれば、さらに市の事業を民営化する必要があると思う。まず考えられるのが市の学校給食供給に、センター方式を採用し、合理化していくことが必要と思う。市長の見解を伺う。

**答** 井手市長

学校園整備検討委員会の

答申を尊重して、将来は学校再編計画とあわせて共同調理場方式で検討したい。

### 市役所を「会社」に変えることについて

**問**

我らの市役所を「会社」に変えないか。そうすると市長は「社長」である。こういう意識改革をしないと自治体財政がもたないと思いい、次の提案をする。  
①部長投票制で年功序列と決別してはどうか。  
②副市長を廃し、経営会議でやる気のあるリーダーづくりをしないか。  
③市民と職員の協働を「ゼロ」からつくりださないか。具体的には、道路の草刈除雪等は財政的にも、住民と市職員でやらざるを得ない状況になっている。  
④市職員に危機意識を迫る人件費5パーセントカットをしないか。すでに市民はいろんな面で、行政サービスをカットされて不自由な思いをしている。市職員もここで血を流さなければいけないと思う。

**答** 井手市長

学校園整備検討委員会の

部長としての職務能力を評価した上で、登用しており年功序列的な人事は行っていない。  
副市長の役割は極めて大切で、廃止することは考えていない。

協働のまちづくりについては今後も地道に施策展開を図っていききたい。

生活給である職員の給与を確保することに配慮している。

**安田 幸雄** 議員

### 井手市長の再選出馬の意向について

**問**

新市長の就任以来、賑わいと安らぎの杜の都真庭実現に向け鋭意努力なされている。引き続き再選の意向があれば決意を伺う。

**答** 井手市長

市長就任以来、今日まで創造・改革・融和を基本理念に、賑わいと安らぎの杜の都真庭を旗印として、市民の一体感の醸成と地域内格差の是正を目指し、市民

皆様の幸せの実現に全力を傾注してきた。市の基本となる総合計画を策定するとともに、厳しい財政状況に直面しているが、これに対しては行財政改革を思い切つて断行した。重要施策としてバイオマスタウン構想の実現、ラストワンマイル事業の推進、観光回廊真庭の進展、子育て支援などを初め、教育、福祉、環境、産業、防災などの分野において将来の基盤となる事業推進に取り組んできた。市の骨格が少しずつ整いつつあるが、市民と行政の協働により目配り、気配りできる

**答** 井手市長

旧落合町時代に総合計画の中で冊子もつくり計画していた経緯もあり、センターの必要性は十分認識している。垂水地内に国道313号バイパスを整備中で、その進捗状況にあわせて現落合公民館、落合体育館の改修を視野に入れながら、総合保健福祉センターを整備していきたいと考えている。

**小田 康文** 議員

### 現在10戸の耐震診断事業の補助件数を来年度は拡大する

**問**

先頃策定された真庭市耐震改修促進計画で、住宅については現在59%の耐震化率を2015年度末には90%にするという数値目標を設置し、被害の軽減を目指すところがあるが、どのような負担軽減策を計画しているのか。

### 落合総合保健福祉センターの建設について

**問**

な真庭の実現が私に課せられた責務と思う。市議会を初め市民皆様の温かいお力添えをお願いする。

学校園整備検討委員会の

**答** 井手市長

住宅の耐震化率向上には耐震診断を受け、住宅の耐震性能を把握することが必要である。市では木造住宅の耐震診断補助事業を行っているが、現在の補助率は10戸である。10戸では少ないと思うし、弾みを付けるという意味でも拡大しなければならぬと考えている。

**問** コミュニティバス路線の改善について

**問**

北房支局の周辺から今度新本庁舎が建設される久世庁舎まで家用車なら30分ほどで到着するにもかかわらず、公共交通機関では約4倍もの時間が掛かってしまう。旧町村の枠組みを超えた路線の設定ができておらず、自前の交通手段を持たない交通弱者と言われる高齢者の移動手段が確保できているとは到底思えない改善する計画はないのか。

**答** 井手市長

旧町村の枠組みを超えたコミュニティバス路線の設定は、幹線ルートを運行し

ている民間バス会社との競合路線を運行することになり協議が必要である。幹線ルートは民間バス会社にゆだねることになっており困難である。

**答** 岡田市民生活部長

現在、真庭市地域公共交通会議で市内交通網の課題の見直しを行っている。今年度中に検証し、できるだけ早い時期に住民が使いやすい、より利便性の高い公共交通の運行ができるように努力する。

**福井茂登洋**

議員

**市長明春のご出馬の決意は**

**問**

決意表明が遅きに失していなかったか。20年度の予算の資料・職員の方針に支障があるのでは。

**答** 井手市長

出馬の決断は簡単でなくやつと意思は決定したが、市民の目線に立って全力投球で市民の負託に応えるべく、賑わいと安らぎの杜の

都を創出していく。

**市民憲章を市民の誇りにするには**

**問**

起草委員会が旗上げされこれで我が真庭も杜の都。日本一を目指す自信と誇りを持つことができる。市長の訴えたい事柄は。

**答** 井手市長

理想、目標となる将来あるべき真庭の姿であり、郷土の誇り、歴史や伝統を守る心、社会の一員としての指針である。市民憲章は市民のよりどころになるものを目指し、岸田敏志氏を初め12人のメンバーで取組んでいる。

**電子入札について**

**問**

電子入札の導入時期が早い。県15市中、岡山、倉敷を入れて5市程ではないか。経費削減が実を上げないから有名市でも止めている。

**答** 井手市長

電子入札は、事務効率を

上げコストを削減し、スピーディーに公正で、透明性の高い公共調達の実現を図る上でも、電子自治体推進のためにも導入されるべき制度と考えている。

**市内団体との対談について**

**問**

真庭の農協、森林、商工、畜産、観光等代表トップとの一対一対談を市民前で公開討論できないか。

**答** 井手市長

現在のところ開催していないが、話し合いの場を作ることと今後検討してみたいと思う。

**池田正行**

議員

**指定管理者の期間満了につき次の選定方法について**

**問**

①現在の指定管理者の実績評価を優先するのか。



下湯原温泉ひまわり館

②現在の指定業者が施設の建設時に分担金を支払っている施設があると考えられるが、今回の公募で第三者に万が一変わる場合、分担金についてはどのようにするのか。

③現在の管理者が管理料の見直しを考慮しながら継続を希望する場合、内容を調査し続行させる方法はないのか。施設管理者からやめたいという希望の施設だけを公募したらどうか。

**答** 井手市長

選定審議会においてさまざまな観点から審議されることになっており、実績についても十分評価されるものと考えている。施設整備に係る分担金として徴収されたものであ

り、施設の完成に伴い金額が確定しているので、地方自治法上の返還する根拠がなく、返還できないものと考えている。

現指定管理者の再指定及び公募対象施設について現指定管理者の希望にかかわらず、原則公募をして、広く民間事業者等のノウハウを生かした提案を募ることが、市民サービスの向上と効率的な管理運営に資するものと考えている。

### 小谷孝佳

議員

## テレビ放送開始について

問

デジタル放送の中継局が整備される。無料でテレビが見えると光への加入に影響が出る。市のテレビは利用しない声を聞く。18年度地区説明会で、蒜山に中継アンテナが置かれ、テレビが見える事の十分な説明がない。未加入の原因。再度周知徹底して頂き、加入率を上げないと事業収益減に繋がる。現在加入率は73%

と聞いている。21年度は仕方ない、22年度からは80%以上になる様市民に呼掛を長期的な視野に立ち、この数字が維持できるか。情報化施設の指定管理料は5年間で約5億6千5百万円、加入者減は管理運営が厳しくなる。市の100%出資で不即不離の財団である。赤字補填はないか。

答

井手市長

加入推進は自主放送の魅力をも市民にお伝えする事が重要。市民に密着した番組作りを努力。赤字補填は市と契約がなされ、指定管理料に変更はない。



## 指定期間満了に伴う指定管理募集について

問

指定期間満了後の再審査は特例措置をとらず原則公募で選定。三セク、商工会会員出資の法人で業務管理が行われる。公募とはいえず市民は既設の法人を優先し、

条例第5条に基づいた選定で、再指定を期待。三セク民間法人が指定を受けなかった場合、5年間法人の経営は。新たな事業に取組が解散か。解散すれば従業員が失業する。三セクの従業員は市の責任で雇用継続。民間法人も合併前から公の施設を管理する為に行政の依頼で設立、雇用問題がある。従業員の処遇のお考えは。

答

井手市長

条例第5条の規定により公募によらない選定は考えない。原則公募。指定を受けなかった場合、法人の決定機関の役員会等で検討。募集要項に指定管理者が雇用する従業員を継続雇用する旨を明記、本事項を遵守した対応する。

### 長尾修

議員

## 指定管理者の選定

問

多くの施設の募集要項が公表されたが、地域の産業振興と安定的雇用確保を目

的として設立し収益を伴なう施設には複数の希望者が予想される。現行の管理者以外の法人に決定することも想定され、従業員、株主生産者等は、不安と危機感を抱くのも事実である。新規管理者に決定した場合、会社の解散、営業譲渡等を行わなくてはならないが、成立しなかった場合、市はどう対応するのか。地域の人や多くの市民が納得できるように、総合的な判断が求められるが。

答

井手市長

会社の解散や営業譲渡を市が決めることはできないが、市が出資している第三セクターは、役員会等で法人の方向性を検討していく必要がある。候補者選定審査は総合的な判断を行った上で、候補者選定が行われるものと考えている。

## 蒜山徳山温泉の使用再開

問

川上老人福祉センターは温泉のある福祉施設として長年親しまれてきたが、老朽化により使用不能になっている。再開の見通しが立

っていないが。

答

井手市長

この温泉の入浴サービスは、高齢者、障害者等のデイサービス事業で有効活用している重要な福祉施設であり、いろいろな角度から検討したい。

## 高速バスの市内停車

問

以前から交流人口拡大の手だてとして、高速バスの市内停車を訴えており、早く解決するよう願っているが現在の状況は。

答

井手市長

真庭地域の懸案事項だが非常に困難な課題となっている。真庭地域公共交通会議でも協議することにしており、今後も関係バス会社と交渉を行い、積極的に働きかけていく。



# 議会の動き

7/17(木) 福岡県飯塚市議会視察来庁  
 23(水) 文教厚生常任委員会  
 24(木) 建設水道常任委員会・総務常任委員会視察研修(東京都)  
 25(金) 総務常任委員会視察研修(東京都)  
 30(水) 岡山県玉野市議会視察来庁・総務常任委員会

8/5(火) 産業常任委員会・宮崎県宮崎市議会視察来庁  
 6(水) 総務常任委員会  
 7(木) 建設水道常任委員会  
 8(金) 議会運営委員会  
 18(月) 文教厚生常任委員会・総務常任委員会  
 20(水) 建設水道常任委員会  
 21(木) 委員会活動報告会  
 25(月) 議会運営委員会  
 28(木) 議会運営委員会

9/2(月) 9月第4回定例会(初日 議案説明)・庁舎建設意見聴取会・議会運営委員会  
 3(火) 総務常任委員会  
 5(金) 9月第4回定例会(2日目 一般質問)  
 8(月) 9月第4回定例会(3日目 一般質問)  
 9(火) 9月第4回定例会(4日目 一般質問)  
 11(木) 9月第4回定例会(5日目 追加議案・議案質疑・委員会付託)・総務常任委員会  
 12(金) 総務常任委員会(付託案件審査)・産業常任委員会(付託案件審査)・建設水道常任委員会(付託案件審査)  
 16(火) 文教厚生常任委員会(付託案件審査)  
 17(水) 総務常任委員会(付託案件審査)・建設水道常任委員会(付託案件審査)  
 18(木) 決算審査特別委員会  
 19(金) 決算審査特別委員会・議会広報編集特別委員会  
 22(月) 産業常任委員会  
 24(水) 議会運営委員会  
 26(金) 9月第4回定例会(最終日 委員長報告・採決)・議会全員協議会・文教厚生常任委員会

10/2(木) 鳥取県琴浦町議会農林建設常任委員会視察来庁  
 3(金) 総務常任委員会・建設水道常任委員会  
 8(水) 建設水道常任委員会・議会広報編集特別委員会  
 9(木) 議会運営委員会  
 16(木) 10月第5回臨時会・総務常任委員会・文教厚生常任委員会・産業常任委員会・建設水道常任委員会・議会運営委員会・議会広報編集特別委員会

文教厚生常任委員会 原 秀樹委員長が、一身上の都合により9月26日をもって辞任、新委員長に竹原茂三議員が就任、議会運営委員会委員に入澤廣成議員が選任されました。

また、議会運営委員会 竹原茂三副委員長が申し合わせにより副委員長を辞任、小河原靖弘委員が新副委員長に就任されました。

10月16日の臨時会において、中部環境施設組合議会議員に由井堅史議員が選任されました。



# 皆さんの声 お待ちしております!



議会広報編集委員会では、市民の皆さんの声をいただき、今後の議会広報紙づくりの参考にしたいと考えています。

広報紙の内容について、また議会や行政に関するご意見ご要望等ありましたら、住所氏名を明記し議会事務局までお寄せ下さい。郵便・FAX・電子メール等何でも結構です。

## 宛 先

真庭市議会事務局  
〒717-0013 真庭市勝山53番地1  
☎(0867) 44-2684 (直通)  
FAX(0867) 44-2934  
Eメール [gikai@city.maniwa.lg.jp](mailto:gikai@city.maniwa.lg.jp)

## 議会を傍聴しませんか

本会議および委員会は公開を原則としており、傍聴ができます。傍聴により紙面では伝えることのできない議会や議員の生の活動がわかります。

今年の稲作を含めた農作物は、台風の被害を受けることなく成長しましたが、稲作では今まで聞いたことがない「高温障害」で株張りが少ない等、まさに温暖化の影響が山間地の私たちのところまできたのかと思われまます。今稲作農家では、天候を見ながらの収穫時期であります。「今年は、ぎょうさんあるで。」といわれる言葉に笑顔でうなずかれる姿はなんともいえない喜ばしい光景であります。高値を期待するけれども、安くても売れるお米であり、多くの収穫があればその分生活の支えに回っていく。それが中山間地域で暮らす農家の喜びでもあります。さて、早いもので来春は、市議会議員の改選であります。初回は旧町村での選出、二期目は全体からの選出となり二十六



名となります。市民の皆さんにはそれぞれの旧町村の規模のことが気になり色々不安もあるかと思いますが、いずれにしても市民としての義務を果たしていくことが、一体感の醸成、公平平等の原則は必ず満たされるものと信じます。市民に格差がないよう、議員は市民のために第一に、あらゆる分野に携わっていかねければなりません。議会だよりは、定例会や委員会活動時の主要部分を載せておりますが、最近より「まにわテレビ」が接続され、試験放送として議会の情報が流れ始めました。議会放送を見て頂きながら、議会だよりについてもお気づきのことがありましたら、ご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

## 請願・陳情の受付は次のとおりです。

3月定例会 = 1月末日  
6月定例会 = 5月末日  
9月定例会 = 8月末日  
12月定例会 = 11月末日

※ただし、土日祝祭日等の閉庁日は除きます。  
※陳情・請願の様式等についてのお問い合わせは議会事務局までお願いします。

## 贈らない! 求めない! 受け取らない! 年賀状も送らない!

### 寄附行為等の禁止について

公職選挙法により、政治家が選挙区内で寄附行為等を行うことは禁止されています。このため、市議会議員はお中元・お歳暮などを贈ったり、地域の行事に差し入れや祝儀を出すことはできません。また、市民から市議会議員に対して、寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることも禁止されています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 議会広報編集特別委員会

委員	委員長	委員長									
井藤	岡崎	原	加藤	宮田	西村	奥田	妹尾	遠藤	森田	小田	福井
文	陽輔	秀樹	大悟	精一	宏	一雄	素男	正明	一文	康文	孝行

## 編集後記